

暮らしの情報

後期高齢者医療制度に加入している皆様へ

平成 24・25 年度の保険料率が決まりました！

【平成 24・25 年度の保険料率】

	平成 22・23 年度	平成 24・25 年度	比較
所得割率	9.87%	10.88%	1.01%増
均等割額	52,213 円	55,045 円	2,832 円増
賦課限度額	50 万円	55 万円	5 万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年に一度改正されます。



【保険料額の算出方法】

被保険者ごとの保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、被保険者の総所得金額等^(注)に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

保険料額 (年額)	=	均等割額 55,045 円	+	所得割額 (総所得金額等 ^(注) - 33 万円) × 10.88% (所得割率)
--------------	---	------------------	---	--

注:「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

【平成 24 年度の保険料軽減措置】

○ 世帯^(注1)の所得等に応じて、**保険料均等割額が軽減**されます。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	同一世帯内の被保険者及び 世帯主の軽減対象所得金額 ^(注2) の合計額
9割軽減	5,504 円	「33 万円以下」かつ「被保険者全員が年金収入 80 万円以下でその他の所得がない」
8.5割軽減	8,256 円	33 万円以下
5割軽減	27,522 円	「33 万円 + 24 万 5 千円 × 世帯主を除く被保険者数」以下
2割軽減	44,036 円	「33 万円 + 35 万円 × 被保険者数」以下

注1:「世帯」とは、平成 24 年 4 月 1 日時点の世帯(年度途中で 75 歳になる方、県外から転入された方等はその時点)が基準となります。

注2:「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15 万円」となるなど、例外があります。

○ 被保険者の所得に応じて、**保険料所得割額が軽減**されます。

5割軽減	総所得金額等が ^a 91 万円以下 ^(注)
------	---

注:例えば年金受給時満 65 歳以上で公的年金収入のみで 211 万円以下の場合です。

○ 後期高齢者医療制度に加入する前日まで**被用者保険^(注)の被扶養者**であった方

均等割額が9割軽減されます(所得割額はかかりません)	軽減後の保険料 年額 5,504 円
----------------------------	--------------------

注:被用者保険とは、全国健康保険協会管掌保険、組合管掌保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

【保険料額の通知について】

保険料額の詳細が記載された「平成 24 年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」は、7月に送付予定です。

問合せ先

保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097

福岡県後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎092651・3111